

株式会社グラファイトデザイン 定款

2022年5月27日改訂
2015年5月28日改訂
2014年5月28日改訂
2012年9月1日改訂
2012年5月29日改訂
2010年1月6日改訂
2009年5月27日改訂
2006年5月30日改訂
2005年10月20日改訂
2004年10月20日改訂
2004年5月28日改訂
2003年5月27日改訂
2002年5月28日改訂
2001年5月25日改訂
1999年12月24日改訂
1990年9月17日改訂
1989年12月7日改訂
1989年8月1日会社設立

定款目次

第1章 総則

- 第1条 (商号)
- 第2条 (目的)
- 第3条 (本店の所在地)
- 第4条 (公告方法)

第2章 株式

- 第5条 (発行可能株式総数)
- 第6条 (単元株式数)
- 第7条 (単元未満株主の権利制限)
- 第8条 (自己株式の取得)
- 第9条 (株主名簿管理人)
- 第10条 (株式取扱規則)
- 第11条 (基準日)

第3章 株主総会

- 第12条 (招集)
- 第13条 (招集権者及び議長)
- 第14条 (電子提供措置等)
- 第15条 (決議の方法)
- 第16条 (議決権の代理行使)
- 第17条 (議事録)

第4章 取締役及び取締役会

- 第18条 (取締役会の設置)
- 第19条 (取締役の員数)
- 第20条 (取締役の選任)
- 第21条 (取締役の解任)
- 第22条 (取締役の任期)
- 第23条 (取締役会の招集権者及び議長)
- 第24条 (取締役会の招集通知)
- 第25条 (取締役会の決議の方法)
- 第26条 (代表取締役及び役付取締役)
- 第27条 (取締役会の決議の省略)
- 第28条 (取締役会の議事録)
- 第29条 (取締役会規則)
- 第30条 (取締役の報酬等)
- 第31条 (取締役の責任免除及び責任限定契約)

第5章 監査役及び監査役会

- 第32条 (監査役及び監査役会の設置)
- 第33条 (監査役の員数)
- 第34条 (監査役の選任)
- 第35条 (監査役の任期)
- 第36条 (常勤監査役)
- 第37条 (監査役会の招集通知)
- 第38条 (監査役会の決議の方法)
- 第39条 (監査役会の議事録)
- 第40条 (監査役会規則)
- 第41条 (監査役の報酬等)
- 第42条 (監査役の責任免除及び責任限定契約)

第6章 会計監査人

- 第43条 (会計監査人の設置)
- 第44条 (会計監査人の選任)
- 第45条 (会計監査人の任期)
- 第46条 (会計監査人の報酬等)
- 第47条 (会計監査人の責任免除及び責任限定契約)

第7章 計算

- 第48条 (事業年度)
- 第49条 (期末配当金)
- 第50条 (中間配当金)
- 第51条 (期末配当金等の除斥期間)

附 則

沿革

定款

第1章 総則

(商号)

第1条

当会社は、株式会社グラファイトデザインと称し、英文では、GRAPHITE DESIGN INC.と表示する。

(目的)

第2条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴルフ、テニス、スキー等スポーツ用品の製造、販売並びに輸出入業
- (2) 衣料品の製造、販売並びに輸出入業
- (3) 自転車等部品の製造、販売並びに輸出入業
- (4) 炭素繊維複合材料製の産業用途部品及び製品の製造、販売並びに輸出入業
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条

当会社は、本店を埼玉県秩父市に置く。

(公告方法)

第4条

当会社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条

当会社の発行可能株式総数は、27,782,400株とする。

(単元株式数)

第6条

当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条

当会社は、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第10条

株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令または定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条

当会社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条

当会社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条

株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条

株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

2. 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条

当会社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条

当会社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の解任)

第21条

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第22条

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(代表取締役及び役付取締役)

第26条

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第27条

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第29条

取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除及び責任限定契約)

第31条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条

当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条

当会社の監査役は、5名以内とする。

(監査役の選任)

第34条

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるものほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除及び責任限定契約)

第42条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条

当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第44条

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第45条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除及び責任限定契約)

第47条

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会決議をもって、会社法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第48条

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとする。

(期末配当金)

第49条

当会社は、株主総会の決議によって毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第50条

当会社は、取締役会の決議によって、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第51条

期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

附 則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条

定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。

3. 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

沿革

1989年8月1日	設立 定款制定
1989年12月7日	発行可能株式総数を6,400株に変更 (1,600株⇒6,400株)
1989年12月14日	800株増資し、発行済株式総数2,400株に変更
1990年9月17日	本店所在地を埼玉県秩父市に変更 (東京都港区⇒埼玉県秩父市)
1998年9月26日	245株増資し、発行済株式総数2,645株に変更
1999年2月17日	650株増資し、発行済株式総数3,295株に変更
2000年2月1日	1,130株減資し、発行済株式総数2,165株に変更 192株を合併により交付し、発行済株式総数2,357株に変更
2001年2月15日	転換社債行使により60株増資し、発行済株式総数2,417株に変更 新株引受権行使により252株増資し、発行済株式総数2,669株に変更
2001年5月25日	発行可能株式総数を10,676株に変更 (6,400株⇒10,676株)
2001年6月1日	普通株式1株を2株に分割し、発行済株式総数5,338株に変更
2001年12月19日	ジャスダック市場上場に伴う公募により450株増資し、発行済株式総数5,788株に変更
2002年5月28日	発行可能株式総数を23,152株に変更 (10,676株⇒23,152株)
2002年8月20日	普通株式1株を2株に分割し、発行済株式総数11,576株に変更
2004年10月20日	普通株式1株を3株に分割し、発行済株式総数34,728株に変更 発行可能株式総数を69,456株に変更 (23,152株⇒69,456株)
2005年10月20日	普通株式1株を2株に分割し、発行済株式総数69,456株に変更
2006年5月30日	発行可能株式総数を277,824株に変更 (69,456株⇒277,824株)
2012年9月1日	普通株式1株を100株に分割し、発行済株式総数6,945,600株に変更 発行可能株式総数を27,782,400株に変更 (277,824株⇒27,782,400株) 1単元株式数を100株単元株へ移行